

## 6 申請書の記載方法及び申請等に必要な書類の一覧

### 1 必要な書類

区 分	新規	変更	再交付	消 除	備 考
全国通訳案内士登録申請書	○				新規登録申請手続きを参照
登録事項変更届出書		○			登録事項の変更の届出を参照
登録証再交付申請書			○		登録証の再交付申請手続き参照
登録消除事由届出書				○	登録証の抹消手続きを参照
全国通訳案内士登録証		○	○	○	平成 29 年 12 月 28 日までに交付された「通訳案内士登録証」と、平成 18 年 3 月 31 日までに交付された「通訳案内業免許証」も「登録証」とみなされます。
健康診断書	○				医師法(昭和 23 年 7 月 30 日法律第 201 号)による医師免許の交付を受けた者による健康診断(新規登録手続き参照)
合格証書の写し	○	○	○		新規登録は「合格証書原本」と「写し」(合格証書原本は確認後返却)
宣誓書 (全国通訳案内士)	○				新規登録申請手続きを参照
写真 2 枚	○	○	○		最近 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 3cm、横 2.4cm のもの 裏面に氏名を記入
代理権限授権書 (非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面)	○				本邦内に住所を有しない者(非居住者)に限る。代理人が法人の場合、定款又は寄付行為及び登記事項証明書を添付。新規登録申請手続き参照
宣誓書 (代理人)	○				非居住者の代理人の宣誓書新規登録申請手続きを参照
本人確認	○			○	外国籍の者の場合、「在留カード」又は「特別永住者証明書」の提示及び写しの提出。 非居住者の場合、パスポートの提示及び写しの提出が必要。
登録事項の変更が行われたことを証する書面		○			氏名変更については、戸籍抄本 代理人変更については、代理権限授権書及び宣誓書(代理人)
登録消除事由を証する書面				○	死亡又は失踪の宣告を受けた場合及び一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合等
申請手数料 (千葉県収入証紙)	5,100 円	4,000 円	4,000 円		

## 2 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語（中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。）と英語を併記してください。

申請者	表記	氏名	住所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人登録を受けた者	日本語	「在留カード」又は「特別永住者証明書」に記載されているものを漢字又はカタカナで記載	「在留カード」又は「特別永住者証明書」に記載されているもの
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載